

報告第50号

臨時代理の報告について

東広島市教育委員会教育長事務委任規則（平成20年東広島市教育委員会規則第2号）第4条第1項の規定により臨時に代理したので、同条第2項の規定により報告する。

令和4年9月29日提出

東広島市教育委員会

教育長 市 場 一 也

1 臨時代理の理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条の規定による損害賠償の額を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により市長から意見を求められたため同意する必要性が生じたが、緊急を要し、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がなかったため、臨時に代理したものである。

2 臨時代理の内容

別紙のとおり。

3 臨時代理年月日

令和4年9月13日

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件

の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

東広島市教育委員会教育長事務委任規則

第4条 法第25条第1項に基づき、教育長は、法第25条第2項各号及び第1条各号に掲げる事務について、緊急を要する事案で、かつ、教育委員会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は当該会議が成立しないときは、当該事務を臨時に代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の教育委員会の会議に報告しなければならない。

議案第 1 3 6 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を次のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 3 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 4 年 9 月 1 5 日提出

東広島市長 高 垣 廣 徳

損害賠償の額 5 8 万 2 8 3 円

(提案理由)

令和４年７月２０日、東広島市立御薊宇小学校において、同校の職員が草刈りを行った際、使用していた草刈機が石を跳ね飛ばし、隣接する施設の駐車場に駐車していた普通自動車に当たり、当該普通自動車のフロントガラス等を損傷した事故があり、損害賠償の額を定めることについて、議会の議決を求めるものである。

(根拠法令)

地方自治法

第９６条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

(13) 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。